

令和元年 10 月
定例教育委員会会議

会議録

令和元年 10 月 17 日開催

会 議 録

開催日時	令和元年10月17日(木)			午後2時	開会
				午後3時15分	閉会
場 所	旭川市教育委員会 会議室				
出席者	教育長及び委員	教育長 黒蕨 真一, 教育長職務代理者 杉山 信治, 委員 滝山 義之 委員 近藤 美保, 委員 本田 哲嗣			
	事務局	説明員	学校教育部長 山川 俊巳 社会教育部長 大鷹 明 学校教育部次長 林上 敦裕 社会教育部次長 酒井 睦元 学校教育部次長 石原 伸広 文化ホール担当課長 山本 厚 学校教育部次長 佐藤 潤一 公民館事業課長 片山 勝敏 適正配置担当課長 矢萩 恵 教職員担当課長 佐々木 康成 教育指導課主幹 辻並 浩樹		
		事務局員	教育政策課主幹 水野 泰子 教育政策課 上江 昌弘 同 星 由里夏		
傍聴者	0人				
公開・非公開の別	一部非公開				
会議次第	1 開会 2 会議録署名委員 3 前回会議録 4 審議事項 ・議案第1号 旭川市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について ・議案第2号 旭川市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について ・議案第3号 旭川市学校給食管理規則の一部を改正する規則の制定について ・議案第4号 旭川市学校給食共同調理所条例施行規則の制定について ・議案第5号 旭川市学校給食共同調理所管理規則の一部を改正する規則の制定について ・議案第6号 旭川市科学館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について ・議案第7号 旭川市民文化会館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について ・議案第8号 旭川市井上靖記念館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について ・議案第9号 旭川市大雪クリスタルホール条例施行規則の一部を改正する規則の制定について ・議案第10号 旭川市彫刻美術館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について ・議案第11号 旭川市教育委員会職員の特殊勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について				

- て
- ・議案第12号 旭川市学校給食共同調理所処務規程の一部を改正する訓令の制定について
 - ・議案第13号 旭川市公民館運営協議会委員の委嘱について
 - ・議案第14号 旭川市立小・中学校適正配置計画（改訂案）に対する意見提出手続の実施について
 - ・議案第15号 平成31年度全国学力・学習状況調査結果報告書等について
 - ・報告第1号 旭川市音楽堂等運営協議会委員の任命（臨時代理）について
 - ・報告第2号 旭川市立学校職員の処分内申（臨時代理）について
 - ・報告第3号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について
 - ・報告第4号 旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について
- 5 報告事項
- (1) 旭川市立学校職員の懲戒処分について
 - (2) 旭川市東旭川学校給食センターの愛称の募集について
 - (3) 令和2年旭川市成人を祝うつどいの開催について
 - (4) 令和3年以降の旭川市成人を祝うつどいの開催日について
- 6 その他
- 7 閉会

審 議 内 容	
発 言 者	発 言 要 旨
教 育 長	<p>《 開 会 》</p> <p>ただいまから、令和元年10月定例教育委員会会議を開催いたします。</p> <p>《会議録署名委員》</p>
教 育 長	<p>本日の会議録署名委員は、近藤委員、本田委員を指名します。</p> <p>《 前回会議録 》</p>
教 育 長	<p>会議録ですが、令和元年7月定例教育委員会会議（令和元年7月25日開催）、令和元年7月第1回臨時教育委員会会議（令和元年7月29日開催）、令和元年8月定例教育委員会会議（令和元年8月1日開催）及び令和元年8月第1回臨時教育委員会会議（令和元年8月9日開催）については、既にお手元に配付されておりますが、これらの内容について、御意見はありますか。</p>
各 教 育 員 長	<p>ありません。</p> <p>御意見がありませんので、令和元年7月定例教育委員会会議、令和元年7月第1回臨時教育委員会会議、令和元年8月定例教育委員会会議及び令和元年8月第1回臨時教育委員会会議の会議録については、承認することで御異議ありませんか。</p>
各 教 育 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、令和元年7月定例教育委員会会議、令和元年7月第1回臨時教育委員会会議、令和元年8月定例教育委員会会議及び令和元年8月第1回臨時教育委員会会議の会議録については、承認することといたします。</p> <p>なお、令和元年9月定例教育委員会会議（令和元年9月2日開催）の会議録については、現在調製中でございますので、調製後、承認するというところでよろしいですか。</p>
各 教 育 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、令和元年9月定例教育委員会会議の会議録については、調製後、承認することといたします。</p> <p>《 審 議 事 項 》</p>
教 育 長	<p>それでは、審議事項に入ります。</p> <p>議案第1号「旭川市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第13号「旭川市公民館運営協議会委員の委嘱について」、報告第1号「旭川市音楽堂等運営協議会委員の任命（臨時代理）について」、報告第2号「旭川市立学校職員の処分内申（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」、報告事項（1）「旭川市立学校職員の懲戒処分について」及び報告事項（2）「旭川市東旭川学校給食センターの愛称の募集について」は、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思いますが、いかがですか。</p>
各 委 員	<p>異議ありません。</p>

<p>教 育 長</p>	<p>「異議なし。」と認め、議案第1号「旭川市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第13号「旭川市公民館運営協議会委員の委嘱について」、報告第1号「旭川市音楽堂等運営協議会委員の任命（臨時代理）について」、報告第2号「旭川市立学校職員の処分内申（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」、報告事項（1）「旭川市立学校職員の懲戒処分について」及び報告事項（2）「旭川市東旭川学校給食センターの愛称の募集について」は、秘密会とし、他の議案等の後に審議することとします。</p> <p>それでは、議案第2号「旭川市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」ですが、議案第3号「旭川市学校給食管理規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第4号「旭川市学校給食共同調理所条例施行規則の制定について」、議案第5号「旭川市学校給食共同調理所管理規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第11号「旭川市教育委員会職員の特種勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」及び議案第12号「旭川市学校給食共同調理所処務規程の一部を改正する訓令の制定について」と関連する内容ですので一括して説明願います。</p>
<p>石原学校教育部長</p>	<p>第3回定例市議会において、旭川市学校給食共同調理所条例の一部を改正する条例が議決されたことに伴い整理を行うものでございます。まず、議案第4号については、旭川市学校給食共同調理所条例の施行に関し、必要な事項を定めるために新たに制定するものでございまして、東旭川学校給食センターの開所時間及び休所日、2階のコミュニティエリアの使用承認の手續、使用申請書などの各種様式について規定するものでございます。</p> <p>次に、議案第11号については、東旭川学校給食センターの供用開始に伴いまして、その円滑な運営を図るため、職員の勤務時間を午前8時30分から午後5時まで、午前8時から午後4時30分まで、午前7時から午後3時30分までの3区分に改めるとともに、現行の職員の勤務実態に合わせまして、市立小、中学校に勤務する学校保健課の職員である調理従事者の勤務時間を午前7時45分から午後4時15分までに全て統一するものでございます。</p> <p>次に、議案第2号については、東旭川学校給食共同調理所の名称を、「東旭川学校給食センター」に改めるものでございまして、議案第3号、議案第5号、議案第12号も同様となっております。なお、これらの規則、訓令の施行日については、いずれも令和2年1月1日としているところでございます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>議案第2号「旭川市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第3号「旭川市学校給食管理規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第4号「旭川市学校給食共同調理所条例施行規則の制定について」、議案第5号「旭川市学校給食共同調理所管理規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第11号「旭川市教育委員会職員の特種勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」及び議案第12号「旭川市学校給食共同調理所処務規程の一部を改正する訓令の制定について」、御意見、御質問等はありませんか。</p>
<p>滝山委員 石原学校教育部長</p>	<p>12月30日から翌年の1月4日までは休所日となっております、その他は夜遅くまで開所ということでのどのような業務をしているのですか。</p> <p>2階のコミュニティエリアの施設についての開所時間になります。こちらにつきましては、給食調理という内容ではなく、2階のコミュニティエリアに貸館できる調理実習室やランチルーム兼会議室がございまして、市民の利用も想定いたしまして開所時間を夜9時までとし、利用の活性化</p>

教 育 長	を図るために土日も開所することで考えています。
石原学校教育部次長	これまでになかった機能ですね。
滝 山 委 員	はい、新たな機能です。
石原学校教育部次長	それは食事をするができる施設ということですか、それとも普通の部屋なのですか。
滝 山 委 員	調理実習のための調理器具等を備えておりまして、料理教室といった催しができる施設や設備が整っており、食事もすることができるようランチルームも備えている施設になります。
石原学校教育部次長	飲酒は認められるのですか。
近 藤 委 員	飲酒は禁止と考えています。
石原学校教育部次長	勤務時間を A, B, C の 3 パターンに分けることになっていますが、今まで午前 7 時 45 分からだったものが、午前 7 時出勤の人が必要ということ、どのような実態に合わせて必要なのですか。
近 藤 委 員	給食を今まで 1, 900 食提供していましたが、4, 300 食になるということで、早い時間帯から準備をしないと給食の提供が間に合わないため、早めに出勤していただき、片付けの時間もありますので、時間帯をずらして円滑に運用をしようと考えています。
石原学校教育部次長	調理する方の勤務時間ということですよ。
近 藤 委 員	はい。
石原学校教育部次長	滝山委員からお話がありました、午後 9 時まで開所するときに対応する職員というのは別の方なのですか。
近 藤 委 員	はい。常時配置するのではなく、事前申込みが必要になっておりますので、利用状況を踏まえながら職員の時間外か、別に管理をする者を雇うような形で検討しております。この勤務時間表には含まれておりません。
石原学校教育部次長	状況を見ながらそういうスタッフを雇ったりすることも今後あり得るといことですね。
近 藤 委 員	はい。
石原学校教育部次長	分かりました。
教 育 長	新しい機能については、多くの方々に知っていただいて、できるだけ使っていただくというところに力を注いでいく必要がありますし、まず給食を適正に供給することが重要と考えております。
各 委 員	他に御意見、御質問等がありますか。
教 育 長	ありません。
各 委 員	それでは、議案第 2 号「旭川市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第 3 号「旭川市学校給食管理規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第 4 号「旭川市学校給食共同調理所条例施行規則の制定について」、議案第 5 号「旭川市学校給食共同調理所管理規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第 11 号「旭川市教育委員会職員の特殊勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」及び議案第 12 号「旭川市学校給食共同調理所処務規程の一部を改正する訓令の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。
教 育 長	異議ありません。
各 委 員	「異議なし。」と認め、議案第 2 号「旭川市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第 3 号「旭川市学校給食管理規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第 4 号「旭川市学校給食共同調理所条例施行規則の制定について」、議案第 5 号「旭川市学校給食共同調理所管理規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第 11 号「旭川市教育委員会職員の特殊勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」及び議案第 12 号「旭川市学校給食共同調理所処務規程の一部を改正する訓令の制定について」は、原案どおり決定します。

酒井社会教育部次長	<p>次に、議案第6号「旭川市科学館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」ですが、議案第7号「旭川市民文化会館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第8号「旭川市井上靖記念館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第9号「旭川市大雪クリスタルホール条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」及び議案第10号「旭川市彫刻美術館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」と関連する内容ですので一括して説明願います。</p> <p>これらは社会教育部が所管する施設の条例施行規則の一部を改正する規則の制定に関するものでございます。</p> <p>関連条例の改正議案の第3回定例市議会への提出につきまして、9月定例会で臨時代理の御報告をさせていただきましたが、9月13日に可決され、同日公布されたところでございます。</p> <p>今回の規則改正はこれらの改正条例に基づいており、議案第7号の市民文化会館の規則改正につきましては、施設使用の際の冷暖房料に関しまして、今まではホールの料金区分が平日と土日休日の二区分あり、冷暖房料については平日区分の5割を徴収しているところでございますが、今回の条例改正により、小ホールの料金区分が平日と土日休日の区分がなくなったことによって、他のホールと同一の取扱いが出来なくなったことに伴い、条文を改正しようとするものでございます。</p> <p>その他の議案の規則改正については、平成29年度に改定いたしました「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針改訂版に記されている減免基準の取扱いに基づきまして、現行は70歳以上が無料となっている科学館、井上靖記念館、博物館、彫刻美術館の観覧料を免除ではなく減額に変更しようとするものでございます。</p>
教 育 長	<p>議案第6号「旭川市科学館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第7号「旭川市民文化会館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第8号「旭川市井上靖記念館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第9号「旭川市大雪クリスタルホール条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」及び議案第10号「旭川市彫刻美術館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、御意見、御質問等がありますか。</p>
各 委 員 教 育 長	<p>ありません。</p> <p>それでは、議案第6号「旭川市科学館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第7号「旭川市民文化会館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第8号「旭川市井上靖記念館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第9号「旭川市大雪クリスタルホール条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」及び議案第10号「旭川市彫刻美術館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p>
各 委 員 教 育 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第6号「旭川市科学館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第7号「旭川市民文化会館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第8号「旭川市井上靖記念館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第9号「旭川市大雪クリスタルホール条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」及び議案第10号「旭川市彫刻美術館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決定します。</p>
適正配置担当課長	<p>次に、議案第14号「旭川市立小・中学校適正配置計画（改訂案）に対する意見提出手続の実施について」、説明願います。</p> <p>旭川市立小・中学校適正配置計画は学校の小規模化が進んでいることから、学校の統廃合や通学区域の見直しを進め、児童生徒のより良い教育環境を整備するために策定したもので、本市の適正配置に関する考え方や進</p>

め方を示した基本方針と、市内を5つのブロックに分け、将来あるべき学校配置を具体的に示したブロック別計画からなっています。

本計画は平成27年度から15年間を計画期間とし、5年ごとの3期に区切り、計画の見直しを行うこととしており、今年度は計画期間第1期の最終年度になることから、学校ごとの児童生徒数の変化の状況や第1期の進捗状況等を踏まえ、平成27年に文部科学省が発出した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」や懇談会でいただいた御意見などを参考にして改訂案を作成いたしました。

改訂案については、令和元年11月1日から12月16日までの期間で意見提出手続を行いたいと考えております。

見直しについての考え方ですが、児童生徒数の変化の状況や第1期の進捗を踏まえ、今後の計画を推進するに当たっての課題や第2期と第3期の取組を整理いたしました。また、計画策定後の社会情勢の変化を踏まえ、新たな視点等を加筆しました。なお、全体を通じて簡潔な表現となるよう、文章の見直しを行いました。

基本方針について改訂案の大項目は、現行の計画と同じですが、いくつか新たな項目を追加しております。

「1 本市の現状と課題」には、新たに「(2) 小・中学校の統廃合の状況」と「(5) 今後の課題」の2項目を追加しております。これは第1期の実施状況やそれを踏まえたこれからの取組を進めるに当たっての課題を記載するために新たな項目を設けたものです。

「3 適正配置の進め方」には、新たに「(3) 児童生徒の環境変化への配慮」という項目を追加しております。これまでも統廃合に伴う児童生徒の環境変化には配慮してまいりましたが、これからはこのことについてより丁寧に説明していきたいと考えており、新たに項目を設けて明記したものです。

それでは、変更のあった主な部分を説明いたします。

「(2) 小・中学校の統廃合の状況」、「(3) 小・中学校の通学区域の状況」に、第1期の統廃合や通学区域の見直しの状況を記載いたしました。統廃合につきましては、11校中4校、通学区域の見直しにつきましては、8校中5校で実施しています。

「(5) 今後の課題」に、第1期を振り返り、統廃合や通学区域の見直しに関し、保護者や地域の合意に至らず、計画通りの進捗には至らなかったこと、今後はこれまで以上に児童生徒により良い教育環境の整備について意見交換を行い、課題を共有し、その課題について議論を深めていく必要があること、また統廃合を経験した児童生徒や保護者の声を伝えるとともに、統廃合実施時には児童生徒が新たな環境に円滑に移行できるように努めることを丁寧に説明していく必要があることを記載いたしました。

「(1) 適正な学校規模の確保」に、適正な学校規模の考え方に関する3つの観点の3つ目の学校運営の観点に、働き方改革の視点を加えました。

「(2) 学校・家庭・地域の連携を踏まえた通学区域の設定」に、設定が必要な背景として、コミュニティ・スクール導入の観点を記載いたしました。

「(6) 特認校の存置」については、現行の計画書では特認校制度の存続という項目名にしており、特認校制度についての説明と、特認校につきましては統廃合の対象にしないということを記載しておりましたが、本計画は特認校制度について定めているものではないため、制度の説明部分は削除し、特認校を存置することのみ記載することにいたしました。

「(3) 児童生徒の環境変化への配慮」については、第1期の実施状況を踏まえ、新たに設けた項目です。これまでも統廃合の実施時には、通学支援の実施や学校間の交流活動、特別な配慮が必要な児童生徒については個々の児童生徒に応じた配慮に努めるなど、新たな環境に円滑に移行でき

るように努めてきたところですが、こうした取組を行っていることをお知らせしていくことが大切だと考え、新たに項目を設け、記載することといたしました。

「(4) 保護者・地域との合意形成」については、保護者や地域と児童生徒のより良い教育環境の整備について意見交換を行い、課題認識や統廃合を実施した場合の効果に関する見通しを共有することを新たに記載いたしました。

14ページ以降は資料編となっています。現行の計画の資料には、計画策定時に推計した各学校の児童生徒数を掲載しているところですが、今回の計画の見直しに当たり、令和元年度の住民基本台帳や、地区ごとの人口の変化率などを基に各学校の令和6年度、令和11年度の児童生徒数を推計し、掲載しております。

続きまして、ブロック別計画の改訂案について説明いたします。

現行の計画はブロック別計画策定の趣旨のあと、すぐに各ブロックにおける計画を記載しておりましたが、今回の見直しは第1期の進捗状況を踏まえ、第2期・第3期の期間に実施する取組を整理するものですので、各ブロックにおける計画の前に、第1期の取組状況と第2期・第3期の取組という項目を新たに追加しました。

はじめにの部分ですが、基本方針の概要をまとめており、適正配置の考え方、進め方の変更点を反映した内容に修正しております。

第1期の取組状況については統廃合、通学区域の見直しともに未了の取組がございます。

第2期・第3期の取組については、その考え方を記載しており、第2期は第1期に未了となった統廃合や通学区域の見直しの取組を継続するとともに、当初から第2期に計画していた統廃合や通学区域の見直しについても併せて取り組みます。また、第3期については、当初の計画どおりの取組を行います。

第2期及び第3期の統廃合対象校については、学校ごとに児童生徒数の推移の確認や将来推計を行った結果、今後においても児童生徒数の増加が見込めないことなどから、当初計画どおりとします。

各ブロックにおける計画は、各ブロック、各中学校区域ともに同じつくりになっています。

はじめに各ブロックの計画当初の状況と、第1期の状況を記載し、ブロック内の小中学校ごとに児童生徒数の実数と見直しに当たって推計した推計値、学級数を記載した表、目指す将来像を掲載しています。目指す将来像のところでは、全てのブロックにおいて平成27年度当初の状況と、適正配置後の状況を掲載していますが、第1期に統廃合や通学区域の見直しを実施し、小学校と中学校の関係に変更があったブロックについては、令和2年度当初の状況も掲載しております。

各中学校区域のページでは、適正配置の進め方の第1期の欄に色を付けてあります。第1期の取組について、実施日か、未了のどちらかを入れてあります。なお、未了のものにつきましては、第2期の欄にその取組を記載し、第1期から継続と括弧書きで記載しております。当初から計画していた第2期・第3期の取組は、現行計画のまま掲載しております。

また、実施済みの内容を記載し、未了となった第1期の取組については、引き続き第2期に取り組むことを記載しています。

次に、平成27年度当初の通学区域内の図面に適正配置の取組を吹き出しで示したものを掲載しています。

第1期に統廃合や通学区域の見直しを計画していた中学校区につきましては、第1期の実施状況を反映した令和2年度当初の通学区域の図面もその下に掲載しています。なお、第何次の取組なのか分かりやすくなるように、吹き出しには期ごとに色を付けてあります。

教	育	長	<p>なお、小中学校の適正配置の取組の目的がひと目で分かるよう、計画の名称の後に「児童生徒のより良い教育環境整備のために」というサブタイトルを入れることといたしました。</p> <p>意見提出手続の実施後は、その結果を踏まえ、第3回目となる懇談会を開催し、そこでの意見交換の結果も参考に、計画の改訂の最終案を作成し、教育委員会会議で御審議いただき、令和2年3月末までに策定する予定です。</p>
各	教	員	<p>議長 議案第14号「旭川市立小・中学校適正配置計画（改訂案）に対する意見提出手続の実施について」、御意見、御質問等がありますか。</p>
各	教	員	<p>委員 意見提出手続によって、広く市民の方にこの計画を見ていただいて御意見をいただき、それらを踏まえて決定をしていきたいと考えています。</p>
各	教	員	<p>委員 他に御意見、御質問等がありますか。</p>
各	教	員	<p>委員 ありません。</p>
各	教	員	<p>委員 それでは、議案第14号「旭川市立小・中学校適正配置計画（改訂案）に対する意見提出手続の実施について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p>
各	教	員	<p>委員 異議ありません。</p>
各	教	員	<p>委員 「異議なし。」と認め、議案第14号「旭川市立小・中学校適正配置計画（改訂案）に対する意見提出手続の実施について」は、原案どおり決定します。</p>
佐藤学校教育部次長			<p>次に、議案第15号「平成31年度全国学力・学習状況調査結果報告書等について」、説明願います。</p>
			<p>本年4月18日に実施をいたしました平成31年度全国学力・学習状況調査の結果について、配付資料のとおり調査結果報告書等の概要、別冊1の調査結果報告書、別冊2から5の指導の改善策及び別冊6学習プリント集としてまとめ、所轄の小中学校に配付するとともに、ホームページに掲載し、公表しようとするものでございます。今年度新たに変更した点を中心に御説明いたします。</p> <p>調査結果報告書等の概要について、1点目は、教科に関する調査で、今年度初めて中学校英語が実施されたことに伴いまして、別冊4指導の改善策（英語編）を作成した点でございます。英語の改善策につきましても、国語や算数・数学と同様に、教科に関する調査で課題の見られた設問を取り上げ、具体的な授業プランを掲載するなどしております。また、学習プリント集につきましても、理科に代わり、英語の学習プリントを作成して掲載しております。</p> <p>2点目は、別冊1調査結果報告書の内容についてでございます。</p> <p>全教科領域等別の状況につきましては、昨年同様レーダーチャートと右の囲みで内容を示しております。小学校におきましては、北海道と比べて全8領域のうち、全ての領域で正答率が上回っております。また、全国と比べて、国語で4領域中3領域、算数で4領域中1領域において正答率が上回っている状況となっております。中学校におきましては、北海道と比べて全11領域のうち、国語及び数学で全領域、英語で3領域中1領域において正答率が上回っております。また、全国と比べて、国語で4領域中3領域、数学で4領域中1領域、英語で3領域中1領域において、正答率が上回っております。</p> <p>各教科の正答数の状況につきましては、第2期旭川市学校教育基本計画の「基本施策1 確かな学力を育成する教育の推進」の指標1としまして、本調査の国語、数学、英語において、正答数を4つの階層に分けたうち、最も正答数の少ない層に該当する児童生徒の割合が位置付けられていたことを踏まえ、今年度新たにこの割合について分析を行いまして、掲載をしたところでございます。グラフの中の（A）が下位25%、（B）が上位25%のそれぞれの層に属する児童生徒の割合を示しております。小学校</p>

では、国語は正答数が少ない割合が全国より低く、算数は全国より高い状況となっております。また中学校では、正答数が少ない割合が3教科とも全国より高い状況となっております。

無回答率の状況につきましては、本年度の調査問題が、知識、活用が一体となった構成になったことにより、経年比較ができなくなったことから、今年度につきまして、全国及び北海道との比較で示したところでございます。今年度小学校では、国語、算数ともに、全国及び北海道より無回答率が低い状況が見られます。中学校におきましては、北海道よりは低くなっておりますが、全国よりは高い状況となっております。

4ページ以降につきましては、昨年度と同様の構成で分析結果を掲載しておりますが、児童生徒質問紙調査結果の概要につきましては、本調査の質問項目を本市の今年度の学力向上プランで示しました、確かな学力育成を図る指導の3つの重点、「学びを深める授業づくり」、「落ち着いた学級づくり」、「望ましい学習習慣づくり」でございますが、これに沿って分類をいたしまして、分析結果をまとめております。

3点目はオンラインサービス、eライブラリアドバンスを活用した家庭学習についての資料を掲載したところでございます。

別冊5指導の改善策（生活習慣・学習習慣編）の内容について、現在、本市におきましてはオンラインサービス、eライブラリアドバンスを各学校において授業で活用することはもとより、児童生徒が自宅などでもパソコンなどでeライブラリアドバンスを使って学習できるようになっており、望ましい学習習慣づくりの取組として家庭での活用を一層充実していくことが必要でありますことから、オンラインサービスを活用した学校での指導や家庭での利用についての資料を新たに作成し、掲載しております。

本報告書の作成に当たりましては、今年度も旭川市授業力向上プロジェクトの国語、算数・数学、英語、習慣改善の4つのチームの先生方の協力をいただきました。今後、プロジェクトチームの先生方には市主催の授業力向上研修におきまして、この報告書で改善策として示した授業を実際に公開していただきますとともに、研修会の講師として、本報告書についても説明していただく予定でございます。

本報告書等は、教育委員会会議のあと、本日いただきました御意見等を踏まえまして、市のホームページに掲載・公表しますとともに、各学校に通知してまいります。公表後は10月24日の第2回授業力向上研修会におきまして、各学校の学力向上を担う担当の教員等を集めて、この報告書について詳細に説明し、周知を図ってまいります。また、今後、各研修会や指導主事の学校訪問による指導・助言、さらには校長会、教頭会とも連携いたしまして、全ての先生方、全ての児童生徒に活用されるよう取り組んでまいりたいと考えております。

教 育 長

議案第15号「平成31年度全国学力・学習状況調査結果報告書等について」、御意見、御質問等がありますか。

学力向上の取組を進めてきた中で、概括的に言えば、国語、算数・数学については、ほぼ全国平均前後というところまで上がってきており、英語については、まだ全国平均には至っていないので、力点を置いて取り組む必要があるかと思っておりますが、その詳細を分析したものをこういった形でまとめたということでございます。

他に御意見、御質問等がありますか。

各 教 育 員 長

ありません。

それでは、議案第15号「平成31年度全国学力・学習状況調査結果報告書等について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。

各 教 育 員 長

異議ありません。

「異議なし。」と認め、議案第15号「平成31年度全国学力・学習状況調査結果報告書等について」は、原案どおり決定します。

《 報告事項 》

教 育 長

それでは、報告事項に入ります。

報告事項（３）「令和２年旭川市成人を祝うつどいの開催について」ですが、報告事項（４）「令和３年以降の旭川市成人を祝うつどいの開催日について」と関連する内容ですので一括して報告願います。

酒井社会教育部次長

令和２年旭川市成人を祝うつどいにつきましては、例年どおり、実行委員会を組織して、つどいの企画、運営を行うこととしまして、委員につきましては市内の企業等への推薦依頼に加え、一般公募を実施しましたが、締切までの応募はありませんでしたので、企業等から推薦をいただいた８名でまずは実行委員会を構成したところでございます。

第１回目の会議は９月４日に開催いたしました。その中では、実行委員長などの役員や、各委員の役割を決定したほか、事業計画についても協議いたしまして、令和２年旭川市成人を祝うつどいの事業計画概要を決定したところであります。その後実行委員につきましては、本人の参加希望によりまして１名増えまして、現在は９名になっているところでございます。

開催日時につきましては、成人の日に当たる１月１３日（月）に、午前と午後の２部に分けて、午前は１１時、午後は２時から実施することとし、場所は旭川市民文化会館大ホールで行います。また、主催につきましては、旭川市成人を祝うつどい実行委員会、旭川市、旭川市教育委員会の三者によることとなっております。当日の次第であります。昨年と同様で、開会、オープニング、実行委員長の挨拶の後、旭川市長のお祝いのことば、来賓・主催者の紹介、２０歳のメッセージと続き、アトラクションを行い、閉会となります。また、エンタランス等では催事を計画しておりますほか、前回から復活しました記念品の配付も予定しております。これらの具体的な内容につきましては、今後また実行委員会を開催いたしまして、検討していくこととしております。

次に、令和３年以降の旭川市成人を祝うつどいの開催日について、既に新聞等でも報道されたところですが、２０歳のこの時期は仕事や通学などで旭川を離れている方も多く、友人に会う大切な機会にもかかわらず、現状ですと式の翌日が平日のために参加しにくいという面がありましたことから、式の後にもできるだけ家族や友人とともに過ごす時間を確保することが良いと考えまして、３連休の中日、成人の日の前日に開催することを、先月開催いたしました成人を祝うつどい実行委員会事務局から提案いたしまして、実行委員会で決定したものであります。

これを受けまして、少しでも早く対象者や関係者に情報をお届けできるよう、和装店、理美容店、着付け業者など関係業界への周知、報道機関へのプレリリースを行ったほか、本市のホームページ等でも情報提供を行っているところであります。また、１１月発行の市民広報「あさひばし」にも記事を掲載する予定であります。

教 育 長

報告事項（３）「令和２年旭川市成人を祝うつどいの開催について」及び報告事項（４）「令和３年以降の旭川市成人を祝うつどいの開催日について」、御意見、御質問等がありますか。

近 藤 委 員

今年の成人の日は、平成最後なので、記念品の配付を復活させようといった話があったような気がするのですが、好評だったので継続するというのでしょうか。

社会教育部長

やはりあった方が良くはないかという意見が実行委員会の中でも出ておりまして、予算をやりくりして継続する予定です。

教 育 長

他に御意見、御質問等がありますか。

各 委 員

ありません。

教 育 長	<p>それでは、報告事項（３）「令和２年旭川市成人を祝うつどいの開催について」及び報告事項（４）「令和３年以降の旭川市成人を祝うつどいの開催日について」は、報告を受けたこととします。</p> <p>《 そ の 他 》</p>
教 育 委 員 長	<p>他に、何かありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>ありません。</p> <p>《 秘 密 会 》</p>
教 育 長	<p>ここからは、秘密会といたします。</p> <p>ここで皆さんにお諮りいたします。</p> <p>議案第13号「旭川市公民館運営協議会委員の委嘱について」、報告第1号「旭川市音楽堂等運営協議会委員の任命（臨時代理）について」、報告第2号「旭川市立学校職員の処分内申（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」及び報告事項（１）「旭川市立学校職員の懲戒処分について」ですが、旭川市教育委員会会議規則のとおり、会議録には概要を記載することといたしたいと思いますが、いかがですか。</p>
各 教 育 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第13号「旭川市公民館運営協議会委員の委嘱について」、報告第1号「旭川市音楽堂等運営協議会委員の任命（臨時代理）について」、報告第2号「旭川市立学校職員の処分内申（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」及び報告事項（１）「旭川市立学校職員の懲戒処分について」は、会議録には概要を記載することといたします。</p> <p>次に、議案第1号「旭川市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」、説明願います。</p>
適正配置担当課長	<p>本件は、旭川第2小学校、旭川第2中学校を令和2年3月31日をもって閉校し周辺の学校へ統合するため、当該条例の制定について、第4回定例市議会に提案するよう、市長に申し出るものでございます。</p> <p>旭川第2小学校、旭川第2中学校は、ともに旭川市立小・中学校適正配置計画において統廃合対象校となっており、これまでも保護者との懇談等を行ってきたところですが、両校ともに今年度は新入生がなく、今年度の児童生徒数は、旭川第2小学校は17名、旭川第2中学校は16名となっております。旭川第2中学校については、PTAから今年度末での閉校の意向が旭川市教育委員会に示され、同窓会や関係する市民委員会についても、保護者の意向に沿って統廃合を進めることについて合意を得ることができましたことを、8月第1回臨時教育委員会会議で報告をしていたところです。旭川第2小学校につきましても、9月にPTAから今年度末での閉校の意向が旭川市教育委員会に示され、同窓会と関係する市民委員会からも統廃合を進めることについて合意を得ることができましたことから、旭川第2中学校と同様に今年度末の閉校に向け、必要な手続を進めることとしたものです。</p> <p>なお、統合先につきましては、旭川第2中学校については、通学区域が広く、これまでの保護者との協議やアンケート調査の結果から、進学先として希望する中学校が居住している地域によって異なる傾向があったことから、通学区域を分けて、東明中学校、東陽中学校、旭川中学校の3校に</p>

教 育 長	<p>統合する予定です。旭川第2小学校につきましては、旭川小学校に統合する予定です。</p>
	<p>また、条例の施行日は、令和2年4月1日を予定しております。</p>
	<p>議案第1号「旭川市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」、御意見、御質問等がありますか。</p>
	<p>私も両校の地域に出向きまして、PTAの代表の方、それから同窓会の代表の方、地域の代表の方にお会いして直接お話を伺いました。総論としては、廃校に同意ということではありますが、やはり一番重要なのはそれぞれの家庭、児童生徒に配慮することで、今後転校する学校とも細かく連携を図っていくということでお話をしております。また、閉校の式典等のセレモニーも今後検討していくということでもあります。</p>
	<p>他に御意見、御質問等がありますか。</p>
各 委 員	<p>ありません。</p>
教 育 長	<p>それでは、議案第1号「旭川市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p>
各 委 員	<p>異議ありません。</p>
教 育 長	<p>「異議なし。」と認め、議案第1号「旭川市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案どおり決定します。</p>
	<p><議案第13号「旭川市公民館運営協議会委員の委嘱について」></p>
	<p>令和元年11月1日から令和3年10月31日までを任期とする旭川市公民館運営協議会委員を委嘱することについて説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。</p>
	<p><報告第1号「旭川市音楽堂等運営協議会委員の任命（臨時代理）について」></p>
	<p>令和元年9月1日から令和3年8月31日までを任期とする旭川市音楽堂等運営協議会委員として任命することについて、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。</p>
	<p><報告第2号「旭川市立学校職員の処分内申（臨時代理）について」></p>
	<p>令和元年9月17日付け及び同月25日付けで北海道教育委員会に対し内申した旭川市立学校職員の処分内申について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。</p>
	<p><報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」></p>
	<p>令和元年9月1日から同年10月7日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。</p>
	<p><報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」></p>
	<p>令和元年8月20日から同年9月25日付けまでの北海道教育委員会に対し内申した旭川市立小中学校教職員人事について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。</p>
	<p><報告事項（1）「旭川市立学校職員の懲戒処分について」></p>
	<p>令和元年9月25日付けで行った旭川市立学校職員の処分内申について、北海道教育委員会が同年10月9日付けで決定した処分内容の報告を受けた。</p>
教 育 長	<p>次に、報告事項（2）「旭川市東旭川学校給食センターの愛称の募集に</p>

石原学校教育部長	<p>ついて」、報告願います。</p> <p>令和2年1月にてオープンいたします東旭川学校給食センターの名称につきましては、市議会第3回定例会の議決を経て決定したところでございますが、児童生徒をはじめとする利用者が呼びやすく、また施設に親しみを持ってもらうことを目的に愛称の募集を行うことといたしました。</p> <p>募集方法につきましては、東旭川学校給食センターの受配校であります旭川小学校、旭川第1小学校、旭川第2小学校、旭川第3小学校、旭川第5小学校、豊岡小学校の5・6年生を対象として10月24日から11月7日までを募集期間として実施いたします。そして応募があった作品につきましては、商標権の観点などから絞り込みを行いまして、同センターの受配校となります東光中学校、永山中学校、旭川中学校、旭川第2中学校、桜岡中学校、東陽中学校、永山南中学校、東明中学校、愛宕中学校の生徒会などに審査をお願いいたしまして、点数化により集計した結果、最も点数が高いものを愛称として決定しようとするものでございます。なお、決定した愛称につきましては、来年1月に予定しておりますオープニングセレモニーで公表し、表示をしてまいりたいと考えております。</p> <p>報告事項(2)「旭川市東旭川学校給食センターの愛称の募集について」、御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項(2)「旭川市東旭川学校給食センターの愛称の募集について」は、報告を受けたこととします。</p>
教 育 長 各 委 員 教 育 長	<p>《 そ の 他 》</p> <p>他に、何かありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、以上で令和元年10月定例教育委員会会議を終了いたします。</p>
教 育 長 各 委 員 事 務 局 長 教 育 長	<p>《 閉 会 》</p>